

国民健康保険税の税率改定

改定理由

【背景】

- ・ 法定外繰入金の解消
- ・ 高齢化の進展、医療の高度化に伴う一人当たりの医療費の増高
- ・ 医療制度改革による財政基盤の安定化

【法定外繰入金の推計】

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
法定外繰入金	1,010,439	1,010,439	988,439
税率改定額	—	—	101,516
基金繰入額	—	150,000	22,000
法定外繰入金残額	1,010,439	988,439	864,923

*令和3年度残額は、税収不足分も基金繰入で対応するため計画上の数値22,000千円の減少としている。

改定案

【税率改定】

前提条件：法定外繰入金を7回の税率改定13年で解消する。
(国民健康保険事業運営基金も取り崩す)

改定率 3.05% (一人当たり年額 平均2,924円の増額)

【税率改定の内訳】

	所得割額	均等割額	調定額	改定率
医療分	6.03%	26,000円	2,432,971千円	1.40%
後期分	2.27%	12,900円	977,155千円	5.99%
介護分	1.90%	16,800円	374,275千円	6.58%
合計	10.20%	55,700円	3,784,401千円	3.05%

改定の考え方

1 小平市国保財政健全化計画（赤字削減・解消計画）への対応

- 国・東京都から計画的な法定外繰入金の削減が求められている。
- 小平市の国民健康保険税率と標準保険料率を同水準にしなければならない。

⇒ 一人当たりの法定外の繰入れの減額対応が必要

2 一人当たり医療給付費の増・保険税収入の減への対応

- 高齢化を背景とした医療費の増加
- 保険税収入の減少

⇒ 医療費適正化の推進と徴収率向上対策が必要

検討事項

- 1 小平市国保財政健全化計画（赤字削減・解消計画）の進捗について
- 2 標準保険料とのかい離について
- 3 国民健康保険事業運営基金の取り崩しについて
- 4 子どもに係る均等割額の減額措置の導入について